

「健康経営優良法人2025」認定項目の具体的取組内容(中小規模法人部門)

会議所コード：2015

商工会議所名：藤枝

<2025年認定要件>

※黄色で色付けした内容は重点項目

評価項目	適合	具体的取組
健康経営の具体的な推進計画	必須	生活習慣病等の疾病の高リスク者に対する重症化予防 (対象者に速やかに医療機関を受診するよう伝え、初 回が就業時間内の場合は就業時間認定)
従業員の健康診断の実施(受診率実質100%)	○	対象従業員全員が定期健康診断を受診
受診勧奨に関する取り組み	○	個別面談及び回覧やメールでがん検診等の受診 勧奨、受診時の就業時間認定や特別休暇付与
50人未満の事業場におけるストレスチェックの実 施	－	厚生労働省版ストレスチェック実施プログラムを活用 し、全従業員を対象に実施(年1回実施) ※認定要件非該当
管理職または従業員に対する教育機会の設定	○	社外で開催される健康関連全般や感染症予防対策 等の研修に管理職・従業員が参加
適切な働き方の実現に向けた取り組み	○	・残業の事前申告制度 ・1時間単位での年次有給休暇の取得 ・月2回以上のノー残業デー設定および実施
コミュニケーションの促進に向けた取り組み	○	社内グループウェア上での所内メールや掲示板の 活用
私病等に関する復職・両立支援の取り組み	○	・1時間単位での年次有給休暇の取得制度 ・両立支援に関する相談窓口および体制を整備
保健指導の実施または特定保健指導実施機会の提 供に関する取り組み	○	・管理職を通じた利用勧奨や進捗確認を実施 ・地域産業保健センター等による保険指導の実施 ・社内の特定保険指導実施場所を提供
食生活の改善に向けた取り組み	○	アクサの健康サポートパッケージ(食事・栄養 管理支援アプリ)を全職員にメールし、利用勧奨
運動機会の増進に向けた取り組み	○	職場において、毎朝、就業時間内の8:30にラジオ体 操実施(全館放送でチャイムの代わりに音楽が流れ る)アクサの運動機会増進アプリ利用勧奨
女性の健康保持・増進に向けた取り組み	○	・女性管理職による女性の健康専門相談窓口設置
長時間労働者への対応に関する取り組み	○	月30時間以上の超過勤務が発生していない ※平均月間所定外労働時間(2023年度実績)3時間
メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み	○	・メンタルヘルス、ハラスメント相談窓口の設置 ・従業員に対する定期的な面談、声掛けの実施 ・1時間単位での年次有給休暇の取得制度
感染症予防に関する取り組み	○	・インフルエンザ等の予防接種時の就業時間認定 ・インフルエンザ予防接種時の一部費用補助
喫煙率低下に向けた取り組み	○	たばこの健康影響や禁煙などに関する情報を所内 回覧等を通じての教育や研修機会を提供して実施
受動喫煙対策に関する取り組み	必須	・会館管内の各階に、県のHPで公表されている 「受動喫煙防止啓発デザイン(屋内禁煙)」を掲示